

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 目 的

本工事は、耕作条件改善事業により琴浦町保地内の水路改修工事を行うものである。

第2条 摘要範囲及び概要

本工事の仕様、指示に当りその優先順位は次のとおりとする。

- 1) 特別仕様書
- 2) 設計図書
- 3) 鳥取県土木工事共通仕様書（平成30年4月）

上記図書に明記されていない事項で、工事施工上必要な事項について、その都度監督員と協議し、その指示に従うものとする。

第2章 特別仕様書

一般事項

第3条 工事概要

1. 工事名 保地区水路改修工事
2. 工事場所 東伯郡琴浦町保
3. 工事内容 水路改修(柵渠底張り) L=306.7m
柵渠パネル取り換え 1枚
4. 工事数量 別紙数量表のとおり
5. 工事完成期限 令和 3年 3月 5日

第4条 施工条件

1) 工事用地

発注者が確保している工事用地等については、工事実施に先立ち、用地界、使用条件等の確認を行わなければならない。発注者が確保する以外で請負者が施工上必要とする用地等については、請負者の負担で確保するものとする。

2) 連絡及び打合せ

請負者は常に発注者と速やかに連絡できる体制を整えておくこと。工事中の協議事項は、工事に関する協議書に記載するものとする。

3) 工事用道路等

工事施工に際しては、一般交通に支障をきたさぬよう請負者の責任においてこれらを維持管理しなくてはならない。

4) 損傷物件の補償等

工事区域内外の物件等に損傷を与えた場合、請負者の責任においてこれを修復し、補償するものとする。

5) 検査箇所の修復

検査箇所の修復は、監督員の指示により請負者の責任において速やかに行うこと。

6) 仮 設

請負者の施工する任意仮設は、この工事に十分な規模で労働基準法、その他関係諸法規にもとづくものでなければならない。

第5条 施工管理

1) 施工管理

本工事の施工管理は、鳥取県土木工事施工管理基準（平成25年3月）によるものとする。

2) 施工計画

ア 契約締結後速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。尚、重要な変更が生じた場合には変更施工計画書を提出しなければならない。

イ 請負者は、発注者の指定した工法及び仮設について、現場と設計図が不整合となっている場合には、代案を申し出ることができる。

3) 現場管理

ア 工事は地元住民に迷惑がかからないように細心の注意を払って行わなければならぬ。

イ 工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上、必要な防護工事等の設置を講じなければならない。

ウ 工事区域外の物件等に損傷を与えた場合、請負者の責任においてこれを修復し、補償するものとする。

第6条 工事用材料

1) 資料の提出について

鳥取県土木工事共通仕様書第2編に基づき、請負者には、特別仕様書及び監督員の指示する工事材料については、使用前に見本又は資料を提出し承諾を得なければならない。

- ア 日本工業規格（JIS）の表示許可材料を使用する場合、請負者は「工業材料使用届（様式-1）」を提出し監督員の承諾を得るものとする。
- イ 日本工業規格（JIS）の表示許可材料以外の特殊材料を使用する場合、「工事材料使用承諾書（様式-2）」及び「使用材料一覧表（様式-3）」を提出し監督員の承諾を得るものとする。
- ウ 発注者が適当と認めた生コンクリートについては、承認資料添付のうえ、使用届を提出するものとする。

2) 品質及び管理について

本工事に使用する材料は鳥取県土木工事共通仕様書によるものとする。この仕様書に規定されていない材料については、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなくてはならない。主な材料の規格品質は次のとおりとする。

(1) コンクリート

原則としてレディミクストコンクリート（生コン JIS A5308）を使用するものとする。セメントは普通ポルトランドセメント（JIS R5210）またはB種高炉セメント（JIS R5211）を使用する。

混和材料及びA E 剤については必要に応じて監督員が指示するものとする。
規格、使用区分は次のとおりとする。

設計基準強度	スランプ	粗骨材最大寸法	摘要
18 N	8 cm	20 mm	底張りコンクリート

ただし水セメント比は、鉄筋コンクリート55%以下、無筋コンクリート60%以下とする。

第7条 施工

1) 一般事項

ア 被害防止

工事施工に先立ち、工事区域周辺の農地、宅地、道路状況等を確認し、工事区域内外に被害を及ぼさないような施工計画を立てなければならない。

イ 状況対応

現地の状況により工事内容に変更が見込まれる場合、又は現地と設計図が

不整合となっている場合等には、事前に監督員と協議の上、適切な処理を行うものとする。

ウ 検測、確認

本工事の検測、確認は監督員の指示するときに行うものとする。

エ 残土処分等

掘削により発生する土砂は、水路パネルの裏面及び畦畔部等に投入する。

残土が発生した場合は、(公財)鳥取県建設技術センター帽子取事業所へ運搬して処分する。

オ 排水対策

工事施工中は、常に降雨、湧水などによる仮排水設備を設け、工事に支障のないようにしなければならない。